

一、買出用道具完備

現在ノマ、ナルコト(支店ノ方ハ肩替リアル迄経営スルコト

一、疾病時慰問金五円以上贈與

病氣ノ状態ニ依リ金一封ヲ見舞スルコト

一、買値々上

買出人ノ調査ノ結果値上ケスルコト

一、帰国ノ際ハ十円贈與スベシ

父母ノ兄弟及自己病氣ニテ帰国スル際ハ三円以上贈與スルコト

一、中元ニハ二円歳暮ニハ三円贈與スベシ

志ハスルモ金額ハ定メラレス

一、絆天ヲ年ニ回贈與スルコト

新シキモノハ贈與出来ヌカ古着ヲ贈與ス

但シ責任者ヲ定メラ渡スコト

一、定休日ニハ各人ニ生活費五十来以上贈與スルコト

定休日ヲ廢スルコト

一、紛議中一切ノ費用ハ立場ノ負担トシ紛議中各人ニ金五十来ヲ日寄トシテ

贈與スルコト

紛議中一切ノ費用トシテ七拾五円拾四来也ヲ贈與ス(但シ先借リ

セル金大拾円拾四来也ヲ含ム)

一、朝手付金三円以上ヲ出店ト令時ニ直キニ交付スルコト

金額ハ従前通りトシ極力努力スルコト

一、取引拒絶々對及對

取引ヲ停止スル場合ハ河内ノ取引人等ノ意向ヲ聞クコト

右解決條件ハ昭和七年七月七日ヨリ實行スルモノトス

昭和七年七月七日

營業主

河内 一良

取引人代表

具 英 敏

林 原 憲